

化学物質管理をめぐる国際動向

WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)

2002年ヨハネスブルグ

- ・ 化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。
- ・ 2005年までに国際化学物質管理への戦略的アプローチ(SAICM)を発展させる。



SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)

2006年2月国際化学物質管理会議

●SAICMの関連文書

- ・ **ハイレベル宣言(「ドバイ宣言」)(High-Level Declaration)**

2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標に掲げた、30項目からなる政治宣言文。

- ・ **包括的方針戦略(Overarching Policy Strategy)**

SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について記述した文書。

- ・ **世界行動計画(Global Plan of Action)**

SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップしたもの。

項目107 市場のあらゆる有害性物質について、少なくとも適切で信頼できる安全データシート(入手しやすく、読みやすく、分かりやすく、GHSを視野に入れたもの)を提供することを確実にする仕組みをつくるべき。(目標2008年)

項目127 製造業者、輸入業者、配合業者は、データを評価し、正確で信頼できる情報をユーザーに提供すべき。(目標2008年)

項目142 国レベルでILOの安全作業プログラムの確立を推進し、ILO170号、174号及び184号条約の批准・実施すべき。(目標2006～2010年)

項目148 化学物質による労働現場の有害性を、特に化学物質のコントロール・バンディングのような簡単で実行可能な方法により除外すべき。(目標2006～2020年)

化学物質管理をめぐる国際合意

● 国連勧告「化学品の分類と表示に関する世界調和システム(GHS)」

(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals : GHS)

1.1.1 目的

1.1.1.1 化学品は、生活を向上させ改善するため、全世界で広く利用されている。しかし、こうした製品はその利点に加え、人や環境に対して悪影響をもたらす可能性がある。その結果、数多くの国々または機関は、近年、ラベルや安全データシート(SDS)を通じて化学品を使用する側に向けた情報の作成と伝達を求める法律や規則を定めるにいたっている。利用可能な化学製品の膨大さを考えれば、そのすべてについて個々に規制することはいずれの機関にとっても不可能である。情報提供により、化学品の利用者は個々の化学品を特定してその危険有害性を知り、各地域の状況に応じた適正な防護対策を実施することができる。

1.1.2.5

(a) 要素1: GHS はすべての危険有害な化学品に適用される。GHS の危険有害性に関する情報の伝達要素(例えばラベルや安全データシート)の適用方法は、製品の種類やライフサイクルにおける段階によって異なってもよい。GHS の対象者には、消費者、労働者、輸送担当者、緊急時対応職員が含まれる。

1.4.10.5.5.1 作業場用の表示

GHSの対象となる製品には、作業場に供給される時点でGHSのラベルが付けられるが、そのラベルは、作業場においてもその供給された容器にずっと付けておくべきである。また、GHS のラベルあるいはラベル要素は作業場の容器にも使用されるべきである。所管官庁は同じ情報を作業者に伝える代替手段として、事業主が、異なる記述あるいは表示様式を用いることを許可することができる。ただし、このような様式は作業場において、より適切で、必要な情報がGHS ラベルと同様に有効に伝達される場合に限る。例えば、ラベル情報を個々の容器上に付すのではなく、作業区域内に表示することもできる。

労働者に対してGHS ラベルに含まれる情報を示すための代替手段は、通常、危険有害性を有する化学品が供給者の容器から作業場の容器もしくはシステムに移し替えられる場合や、化学品が作業場で製造され、販売もしくは供給用の容器に収納されない場合に必要となる。作業場で製造される化学品は、様々な方法で容器に投入あるいは貯蔵される。例えば試験もしくは分析用に集められた少量の試料や、弁、処理工程もしくは反応容器を含む配管、鉱石運搬車、コンベアシステム、ばら積などがあげられる。バッチ式製造工程においては、様々な混合物を入れるのに1つの混合容器が用いられる場合もある。

多くの状況において、完全なGHS のラベルを作成し、それを容器に添付することは、容器のサイズによる制約や工程用の容器に近づけないなどの理由から現実的ではない。化学品が供給用容器から移し替えられるような作業場としては、例えば、研究所での試験または分析用容器、貯蔵容器、パイプまたは反応システム、1人の作業者が化学品を短時間だけ利用するための一時的な容器などがある。すぐ利用するために分取した化学品には主要成分についてラベルで示し、使用者に供給者のラベル情報とSDS を直接参照させることが必要となろう。

このすべてのシステムにおいて、危険有害性に関する明確な情報の伝達が保証されるべきである。労働者には作業場で用いられる情報伝達の方法について理解できるような訓練をするべきである。代替手段の例としては、GHS シンボルおよびその他の予防対策を表した絵表示とともに製品の特名を用いる、パイプや容器に含まれる化学品の識別を行うためにSDS とともに複雑なシステムの工程にはフローチャートを用いる、配管および工程の設備にGHS のシンボル、色、注意喚起語を使った表示を行う、固定配管には恒久的な掲示を行う、バッチ式混合容器の表示にバッチ表示や配合表を用いる、危険有害性シンボル

および製品の特名を示す配管標識を用いる、などがある。

● 職場における化学物質の使用の安全に関する条約(ILO170号条約)

第十條

1 使用者は、職場において使用されるすべての化学物質について、第七条のラベル又は標章を付すこと並びに第八条の化学物質の安全に関する情報資料が提供され及びそれぞれの化学物質の安全に関する情報資料を労働者及び労働者の代表者の利用に供することを確保する。

第十八條

3 関係のある労働者及びその代表者は、次の情報を得る権利を有する。

- (a) 職場において使用する化学物質の物質名、それらの化学物質の有害性、予防措置、教育及び訓練に関する情報
- (b) ラベル及び標章に含まれる情報
- (c) 化学物質の安全に関する情報資料
- (d) この条約により保存することが要求されるその他の情報

● 職場における化学物質の使用の安全に関する勧告 (ILO第177号勧告)

V 労働者の権利

24 (1) 労働者及びその代表者は、次の権利を有すべきである。

- (a) 職場における有害な化学物質の使用による危険性から労働者を保護するために適切な予防措置を使用者と協力してとるため、化学物質の安全に関する情報資料及び他の情報を使用者から得ること。

● 1977年の作業環境(空気汚染、騒音及び振動)勧告 (ILO第156号勧告)

II 防止措置及び保護措置

4 労働者及び(又は)その代表者並びに監督機関は、作業環境の測定の記録並びにそのために使用される器具及び装置の検査、保全及び校正に関する記録を利用し得る機会が与えられるべきである。

● 物質および混合物の分類、表示および包装 (CLP)に関する欧州議会および理事会規則

第4条 分類し、表示し、包装する一般的義務

4. 物質または混合物が有害性と分類される場合、供給者は、上市する前にその物質または混合物がタイトルⅢおよびⅣに従って表示され、包装されていることを確実にしなければならない。

第17条 一般的規則

1. 有害性として分類され、包装材に入れられた物質または混合物は、以下の要素を含むラベルを掲げなければならない。

● 米国労働省安全衛生局 (OSHA) の危険有害性の周知基準

1. § 1910.1200 危険有害性周知基準

(a) 目的

(1) 本規則の目的は、生産または輸入されるすべての化学品の危険有害性が評価されること、およびそれらの危険有害性に関する情報が事業者および従業員に伝達されることを保証することにある。この情報伝達は包括的な危険有害性の周知プログラムによって達成されるべきであり、同プログラムには、容器の表示および他の様式の警告、物質安全性データシートならびに従業員訓練が含まれるべきである。

(f) ラベルおよび他の様式の警告

(1) 化学品製造業者、輸入業者または流通業者は、作業場から搬出される危険有害性化学品の各容器には下記の情報がラベルで表示され、荷札で表示され、または刻印されていることを保証するものとする。

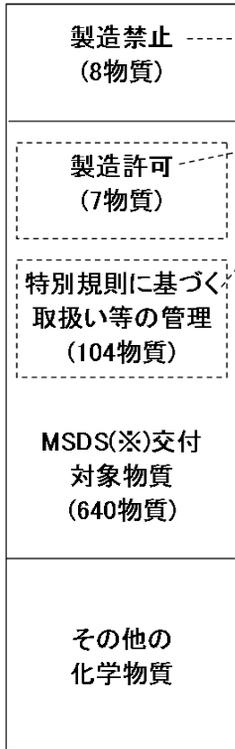
化学物質管理の現行規制

強

規制の程度

リスクアセスメント(※※)の実施を指導

譲渡提供時の容器へのラベル表示



→ 重度の健康障害が生じることが明らかで、かつ、それを防ぐ十分な方法がない化学物質（石綿等）

→ 重度の健康障害を生ずるおそれがある化学物質(PCB、ベリリウム等)

→ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等による管理

○ 事業者が講じなければならない措置のポイント

発散抑制・・・設備の密閉化又は局所排気装置の設置を行い、国が定める稼働要件を満たさなければならない。

管理濃度・・・労働者が吸引する作業環境中の有害物質の濃度を基準以下にしなければならない。

作業環境測定・・・有害物質を取り扱う屋内作業場における当該物質の空気中における濃度を測定（国が定める測定基準・評価基準）し、結果に応じた設備改善等を行う。

保護具・・・呼吸用保護具、保護衣の備付け

健康診断・・・6か月以内毎の特別な健康診断と医師からの意見聴取

管理体制・・・作業主任者の選任（労働者の指揮、装置の点検、保護具着用の監視等）

※ MSDS(化学物質等安全データシート)

危険有害な化学物質を販売する際に、当該化学物質に関する情報を通知するために販売業者等から交付される文書。購入した事業者はMSDSを事業場内に掲示等する義務がある。

(MSDSの記載内容) 名称、成分及びその含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、適用される法令など

※※ リスクアセスメント

化学物質を使用する際、①化学物質がどのような危険有害性を有しているかMSDS等により調べ、②その危険有害性により生ずる疾病等の危害のひどさ及び発生する可能性の度合いを見積もり、③疾病等の重篤度及び頻度を減らす措置を検討し、④危険有害性の低い物への代替、安全装置の二重化等、必要な措置を実施することが努力義務とされている。このような一連の流れをリスクアセスメントという。

事業場内表示の考え方(イメージ)

①原則

容器に譲渡提供時と同様のラベルを貼付

②容器にラベルを貼付することが困難である場合(注1)

容器に入っている化学物質の名称を労働者に伝える(注2)とともに、当該化学物質に係るGHSラベル情報を伝える等「GHSの代替手段」を参考とする(注3)。

(注1) 容器にラベルを貼付することが困難である場合の例

反応中の化学物質が入っているもの、内容物が短時間に入れ替わるもの等表示と内容物の一致が困難なもの、小さい容器、多くの成分を含んでいるもの、ラベルの貼付により視認性や作業性に支障が生じる場合等

(注2) 名称の伝達について

容器に表示する名称は、略称、記号、番号でも差し支えない。また、名称に加えて絵表示等を追加してもよい。さらに、タンク、配管等への名称の表示に当たっては、タンク名、配管名等を周知した上で、当該タンク、配管等の内容物を示すフロー図、作業手順書、作業指示書等により労働者に伝えることを含む。

(注3) GHSラベル情報の伝達について

作業場にGHSラベル情報を掲示すること、作業場に一覧表の形で備え付けること等により行う。なお、MSDSを利用しても差し支えない。



各種容器への事業場内表示方法

	譲渡提供時の表示	事業場内での表示			
		原則	容器が小さい場合	タンク、配管等	一時的に使用する容器
名称	容器	容器	容器(注1)	容器(注2)	容器(注2)
成分	容器	容器	}	}	}
注意喚起語	容器	容器			
人体に及ぼす作用・安定性及び反応性	容器	容器	} 揭示(注3)	} 揭示(注3)	} 揭示(注3)
貯蔵又は取り扱い上の注意	容器	容器	}	}	}
標章	容器	容器			
表示をする者の氏名・住所及び電話番号	容器	—	—	—	—

注1 略称、番号、記号でも差し支えない。

注2 容器名を周知した上で、作業指示書等により名称を伝えることでも差し支えない。

注3 MSDSを活用しても差し支えない。

事業場内において使用する容器への表示等に係る各国の規制状況

国名	法令等	所管官庁	事業場内表示	備考
アメリカ	危険有害性周知基準	米国労働省労働安全衛生局 (OSHA)	義務	危険化学品のアイデンティティ、危険警告文等を表示
イギリス	化学品の供給のための危険情報及び包装条令	イギリス安全衛生庁 (HSE)	義務	危険な物質等が露出されない場合や包装が除かれない場合を除く
フランス	労働法典	労働省(労働担当大臣) INRS:労働災害及び職業病予防のためのフランス国立安全研究所	義務	
オーストラリア(※1)	作業場の物質の表示に関する実施基準	・工業化学品(届出・審査)制度 NICNAS ・オーストラリア安全補償評議会 (ASCC) ・ <u>オーストラリア安全保障評議会 (Safe Work Australia)</u>	義務	500ml以上の危険有害物に限る
ドイツ	危険な物質からの保護のための規則	ドイツ労働社会省 (連邦労働保護労働医学局:BAuA)	規定なし	
韓国(※1)	産業安全保健法	韓国労働部	義務	
EU	CLP規則	欧州化学品庁 (ECHA)	規定なし	
日本	労働安全衛生法	厚生労働省	規定なし	一部の特別規則に表示義務
—	GHS国連勧告		義務	国連勧告上の措置
—	ILO170号条約		義務	

※1 オーストラリア及び韓国では、GHS勧告に対応した絵表示等に合わせる動きがある